

(経済産業省)

事 項 名	20年度減量・効率化の取組内容
本省内部部局等におけるアウトソーシング等による効率化	経済産業省行政効率化推進計画に基づき、庁舎管理業務、公用車運転業務、電話交換業務等について、引き続き外部委託を図ることとし、公務遂行上真に必要な場合を除き、技能・労務職員を退職後不補充とする。
特許審査の周辺業務の効率化	<p>特許審査の周辺業務について、引き続き技術的専門性の高い専門補助職員を活用することにより、審査業務の更なる効率化を図る。</p> <p>特許性の判断に必要な先行技術調査については、引き続き登録調査機関への民間参入を促すとともに、更なる審査の効率化を図るため、先行技術調査の外注件数を拡充する。</p> <p>先行技術文献情報開示制度については、出願人が行う先行技術文献情報の開示を徹底させることにより質の高い特許出願を促し、審査の迅速化・効率化に取り組む。</p>
<b>【経済産業局】</b>	
経済産業局における申請受理業務等のITの活用による合理化	オンライン申請率の向上に合わせ、貿易管理業務の一層の合理化に努めるなど、必要な見直しを行う。
経済産業局における内部管理業務の見直し	<p>地方支分部局における内部管理業務については、本省の取組と併せて、ITの活用等による効率化を図ることとし、平成18～19年度に定員を12人、20年度に2人合理化する。</p> <p>また、電話交換業務及び公用車運転業務並びに庁内管理業務などの技能・労務職員を退職後不補充とすることにより、平成18～19年度に4人、20年度に6人合理化することを含め、22年度末までに定員を16人合理化する。</p>
経済産業局における調査・統計関連業務の外部委託・合理化	経済産業局における調査・統計関連業務については、本省の取組と併せて、業務実施体制の見直しを行うとともに、調査・統計関連業務のアウトソーシング等による効率化を図り、平成18～19年度に定員を9人、20年度に5人合理化する。今後も、必要な見直しを行う。
経済産業局における業所管行政の見直し、事後チェック型行政への移行による業務の効率化・合理化	業所管行政について、規制改革の進展等を見据えながら積極的に見直しを行い、平成18～19年度に定員を3人合理化した。20年度は、石油、石炭及びガス事業等に係る事務の体制を見直すことにより、4人合理化する。今後も、引き続き事後チェック型行政への移行を見据えた減量・効率化を進める。
経済産業局における業務実施体制の見直し(☆)	経済産業局における業務実施体制の見直しを行い、平成18～19年度に123人、20年度に50人合理化することを含め、22年度末までに定員を190人以上合理化する。

産業保安監督部における事後チェック型行政への移行	<p>鉱山保安法の改正により、機械器具等の検定を廃止し、工事計画や保安規程を認可制から届出制とするなど、鉱山保安規制の体系が事前規制型から事後チェック型へ移行したこと、これまで経済産業局で実施してきた産業保安業務の要員について監督部に移管したこと等から、効率的かつ実効的な事後規制の在り方を含めて、監督部の業務の実施体制の見直しを行い、平成18～19年度に19人、20年度に14人合理化することを含め、22年度末までに定員を45人以上合理化する。</p>
内部管理業務の効率化・合理化（☆）	<p>内部管理業務の合理化については、積極的な改革を行うために一定の目標をあえて設定することが有効であるとの認識の下、平成16年中に決定された内部管理業務に係る業務・システム最適化計画（人事・給与等、共済、物品調達等）の内容を踏まえつつ、同年12月に、本省内部部局及び外庁の内部管理業務に係る定員を20年度までに40%程度（115人）削減することを目標とした年度別の行動計画を策定した。</p> <p>同計画を踏まえ、内部管理業務の効率化により、19年度までに本省内部部局及び外庁の内部管理業務に係る定員を75人合理化したところであり、20年度に46人（本省内部部局25人、資源エネルギー庁内部部局7人、原子力安全・保安院6人、特許庁4人、中小企業庁4人）を合理化する。21年度以降も引き続き、内部管理業務の効率化・合理化を図る。</p>
業務・システムの最適化に基づく業務の効率化・合理化（☆）	<p>情報・手続の電子化及び処理の自動化等を実施することにより内部管理業務を見直す。</p> <p>「統計調査等業務の業務・システム最適化計画」の府省別計画に基づき、統計業務ごとに整備されている現行の業務・システムの構成の抜本的な見直し等を実施する。</p> <p>「経済産業省情報ネットワーク（共通システム）最適化計画」に基づき、経済産業局における電子データのバックアップ業務の集約化、サーバーの拠点集約による運用保守業務の効率化等次期基盤情報システム（PC-LAN）への移行（平成20年度目途）に向けた取組を実施する。</p> <p>「貿易管理業務（輸出入及び港湾・空港手続関係業務）の業務・システム最適化計画」に基づき、申請者等へのインターネットによる情報提供の充実、問い合わせ対応窓口の設置、システムの改善による申請書作成支援機能、審査支援機能の高度化等を行い、オンライン申請率の向上（22年度50%以上）、審査業務の効率化等を実施するとともに、システム導入後も引き続き、電子申請システムの利便性の維持・向上を行う。</p> <p>「特許庁業務・システム最適化計画（改訂版）」に基づき、業務・システムの見直しを行うとともに、出願人が手続書類を作成する際に、既に特許庁に提出した情報を自動的に反映させるインタラクティブ申請（申請書作成支援）の実現（平成23年1月目途）等を実施する。</p> <p>「工業標準策定業務」業務・システム最適化計画」に基づき、規格制定プロセスにおける決裁の簡略化、オンラインマニュアルの導入等、規格策定及び制度運用に係る業務・システムの効率化・高度化・合理化等を実施する。</p> <p>これらの取組により、18～19年度に62人、20年度に48人合理化することを含め、22年度末までに定員を146人合理化する見込みである。</p> <p>以上のほか、府省共通業務・システム及び一部関係府省業務・システムについては、各最適化計画の進捗状況を踏ま</p>

	えつつ、各計画の担当府省と調整を行い、府省共通業務・システムの導入による業務の効率化・合理化を実施する。
統計調査業務の民間開放の推進及びその他業務見直しによる効率化・合理化	<p>統計調査業務については、「公共サービス改革基本方針」に基づき「経済産業省企業活動基本調査」の民間競争入札を実施するなど、より一層の民間委託を推進するとともに、オンライン化に係る環境整備や普及広報活動を積極的に行うことにより、効率化・合理化を図る。</p> <p>また、経済センサスの創設について、「経済センサスの枠組みについて」（平成18年3月31日経済センサス（仮称）の創設に関する検討会決定）」における経済センサスの枠組み及びこれに関連する既存大規模統計調査等の統廃合、簡素・合理化についての結論に基づき、商業統計調査、工業統計調査について簡素・合理化を図る（商業統計調査については、21年調査は廃止、24年調査は実施年を25年とした上で標本化の可能性を検討する。工業統計調査については、22年を除き毎年実施し、23年調査の実施後、工業統計調査は全数調査を行わず、裾切り調査又は標本調査の可能性を検討し、併せて、調査事項の簡素化を図る。）とともに、既存統計調査業務全般を見直すことにより、効率化・合理化を図る。</p> <p>これらの取組により、平成18～19年度に本省の定員を10人、20年度に8人合理化する。</p>
施設管理・運營業務の市場化テストの実施による効率化等	<p>経済産業研修所の施設の管理・運營業務については、既に警備業務、清掃業務等の民間委託を実施しているところであるが、「公共サービス改革基本方針」に基づき民間競争入札を行い、平成22年4月から原則3年以上の複数年契約により実施する予定である。これにより、施設の管理・運營業務の効率化等を図る。</p>
特別会計改革による事務・事業の効率化・合理化	<p>平成19年度において、「電源開発促進対策特別会計」と「石油及びエネルギー需要構造高度化対策特別会計」が「エネルギー対策特別会計」に統合されたことに伴い、「特別会計に関する法律」において規定される情報開示等の新たな業務に対応しつつ、事務・事業の効率化・合理化を図る。</p> <p>貿易再保険特別会計については、平成20年度末を目途に見直しに係る検討を行う。</p>
研修・研究施設の組織・運営の効率化・合理化	<p>経済産業研修所の行う国・自治体職員等向けの研修業務の実施に当たっては、既存業務の更なる見直しによる業務の合理化を行うほか、アウトソーシング等について積極的に検討し、効率的な運営に努める。</p>
事後チェック型行政への移行	<p>業所管行政について、規制改革の進展等を見据えながら引き続き積極的に見直しを行い、平成19年度は定員を1人合理化した。20年度は業実態把握に関する業務の合理化により、本省内部部局の定員を1人合理化する。</p> <p>今後も、引き続き事後チェック型行政への移行を見据えた減量・効率化を進める。</p>

(注) 事項名に(☆)がある事項における平成20年度の合理化数は他の事項との重複がある。